



尾花沢を背負って立つ学校～自分たちで創り上げるシン尾花沢中～

校長通信

輝け！シン尾花沢中

たたえるほほの あかるさよ ああ 光よぶ 学びやに

第143号

令和7年

12月11日

スマホと上手につきあえる子育て術①～子育て講座で学んできました～

ここ数年でスマホを所持する児童生徒が急激に増加しています。スマホは、正しく適切に使うことで非常に便利な生活を送ることができますが、一方で闇バイトや詐欺、性被害、誹謗中傷などのトラブルも多発しています。児童生徒もこの被害に巻き込まれるようなトラブルも多くなっています。こういったことを踏まえ、11月28日（金）に悠美館で行われた子育て講座に参加してきました。テーマは「スマホと上手につきあえる子育て術」、講師は佐竹めぐみ先生（県警察本部少年サポートセンター最北統括少年補導専門員）です。保護者の皆様にぜひ知っておいてほしいお子様を守る内容でしたので、2回にわたって内容を紹介します。



●お子様にスマホを持たせることについて

■青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律

- ①利用状況を適切に把握する
- ②フィルタリング利用やその他の方法で利用を適切に管理する
- ③インターネットを適切に活用する能力の習得促進に努める
- ④売春、犯罪被害・いじめ等様々な問題が生じることに、特に留意する

➤よって、1人1台端末を使いたいじめなどのトラブルに対して学校が対応することはありますが、スマホ等は保護者の責任で買い与えたもの、という観点から、トラブルの責任はすべて保護者の責務となります。

➤トラブルがあった場合、次のような措置が考えられます。

14歳以上→逮捕の可能性があります。犯罪として責任を問われます。

14歳未満→補導される可能性があります。児童相談所や家庭裁判所への送致・通告もあります。

➤よって、子どものやったことでも、民法第714条【保護者の監督義務違反】などにより、保護者が損害賠償を負うなど、保護者の責任が問われます。

●インターネットやSNSへの動画・画像投稿について

➤小中学生には、自分や他人の個人情報につながるものかどうかの判断がなかなかできないため、動画や画像を投稿しないルールをお勧めします。

➤もし、投稿することを認めたとしても、「人からの評価にさらされても気にしないメンタル」を植え付けた上での、という条件付きとなります。

➤子どもを守る無料アプリ「コドマモ」（愛知県警察と藤田医科大学が共同で開発）の活用をお勧めします。子どもがスマホで不適切な写真を自撮りして保存した際にAIが検知して保護者に通知します。

続きは、次号で紹介します。

【文責：校長 工藤雅史】